

【1994年7月25日】入院時食事医療費の標準負担額に関する事項・移送費の支給に関する事項・拠出金による事業の実施に関する事項（諮問書）

老人保健審議会

平成6年7月25日

老人保健審議会

会長 宮崎 勇 殿

厚生大臣 井出 正一

諮問書

健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）を施行することに伴い、別添のとおり、老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく入院時食事療養費に係る標準負担額、拠出金による事業等を定めることについて、貴会の意見を求めます。

第1 入院時食事療養費の標準負担額に関する事項

1 低所得者の範囲は次の者とする。

（1）市町村民税非課税の者

（2）標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の規定による要保護者となる者

2 平成8年9月までの低所得者に係る標準負担額を以下のとおりとする。

|                  |         |      |
|------------------|---------|------|
| 低所得者             | 入院3か月まで | 450円 |
|                  | 入院4か月以降 | 300円 |
| 低所得者世帯の老齢福祉年金受給者 |         | 200円 |

（一般については、法律で平成8年9月までの間600円とされている。）

第2 付添看護に係る経過措置に関する事項

1 付添看護を受けることができる患者は、重篤、術後又は寝たきりの状態にある者とする。

2 付添看護が平成7年度末まで経過的に認められる医療機関は、診療報酬上付添看護を行うことが認められている病院及び診療所とする。

3 平成8年4月1日以降、付添看護が経過的に認められる医療機関の厚生省令で定める承認要件は次のとおりとする。

（1）計画開始の日から1年6月以内に付添看護を解消する計画（以下「解消計画」と

いう。)を策定していること。

(2) 当該解消計画を平成 8 年 3 月 31 日までに都道府県知事に届け出て、当該解消計画を適正に実施していること。

4 当該医療機関において、付添看護が平成 8 年度以降に認められる期限は、当該解消計画の終了の日までとすること。

### 第 3 移送費の支給に関する事項

1 移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費により算定した額(その額が現に当該移送に要した費用の額を超えるときは、当該現に移送に要した費用の額)とすること。

2 移送費の支給は、次のいずれにも該当すると市町村長が認めた場合に行うこと。

(1) 移送の目的である給付が医療として適切であること。

(2) 患者が当該給付の原因である負傷、疾病により移動困難であること。

(3) 緊急その他やむを得ないこと。

### 第 4 拠出金による事業の実施に関する事項

1 拠出金による事業の内容は、以下に掲げる事業に対する補助とすること。

(1) 老人保健施設整備事業

(2) 老人訪問看護ステーション施設整備事業

(3) 家庭における療養を支援する事業であって厚生大臣が定めるもの

2 1(3)の厚生大臣が定める事業として、福祉用具普及モデル事業を定めること。

3 拠出率を 0.48% とすること。